

覚 書

売主株式会社トアミ（以下「甲」という。）と買主_____（以下「乙」という。）とは、甲の取り扱う下記の商品（以下「本件商品」という。）について、そのブランド価値の維持を目的として、以下のとおり約束する。

記

Womanizer ブランド 全製品

以上

第1条 乙は、自ら、あるいは、第三者をして、本件商品を販売する。但し、乙は、自ら、及び、第三者をしてに関わらず、Amazon（外国法人も含む）において、本件商品を販売しない。

第2条 乙において前条但書に違反したときには、甲は、何らの催告なくして本契約及び各個別契約の全部若しくは一部を解除することができる。

本覚書の成立を証するため、本書2通作成の上甲乙各自署名捺印し、各1通これを所持する。

20 年 月 日

甲

住 所 埼玉県和光市下新倉 3-14-50

株式会社トアミ

代表取締役 河 村 伸 哉

Ⓜ

乙

住 所

会社名

ご担当者

Ⓜ